

# 令和8年度人工光合成を含むCCUサプライチェーン構築事業

## 民間事業者を主体とした 地域での炭素循環事業モデル実証補助事業 公募要領

令和8年6月  
環境省地球環境局

環境省は、脱炭素社会および炭素循環社会の実現に向け、地域の発電所・工場等の中小規模の二酸化炭素排出源から排出される二酸化炭素を資源として活用する「炭素循環事業モデル」の実証事業を実施します。

具体的には、CCU（二酸化炭素回収・有効利用）技術を用いて合成燃料を主とした製品を製造し、地域内で有効活用するサプライチェーンの構築を目指します。

つきましては、下記の要領により、本事業の実施主体を募集しますので、応募に当たってはこれを熟読していただくようお願いします。本要領を熟読せずに応募された結果生じる応募書類の不受理や、応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

## 目 次

1. 本事業の目的と性格
2. 本事業の対象、実施期間等
3. 本事業の応募要件及び実施体制
4. 公募から採択までの流れ
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募書類及び手続
7. その他

### 1. 本事業の目的と性格

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の回収・有効利用（CCU）は、温室効果ガス削減目標の達成に向けた重要技術です。「地球温暖化対策計画」（令和7年2月閣議決定）等に位置付けられており、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和3年10月閣議決定）では、2030年以降の本格的な社会実装を目指すこととしています。

2050年のカーボンニュートラル実現には、再生可能エネルギーの主力電源化や省エネ技術の推進に加え、どうしても排出が避けられないCO<sub>2</sub>を回収・利用するCCU技術の導入が不可欠です。

本事業は、発電所や工場など地域の中小規模な排出源からのCO<sub>2</sub>回収から、合成燃料を中心としたCCU製品の製造や地域内での利活用までの一貫したサプライチェーンを、民間事業者の連携により構築することを目指します。こうした炭素循環事業モデルの実現に向け、以下を目的に技術実証を実施します。

#### 1. CCUサプライチェーン構築の技術的課題の解決

地域での脱炭素の実現には、発電所や工場等の地域の中小規模排出源からのCO<sub>2</sub>の回収、輸送、合成燃料等の製造、供給・利用までを一体化したCCUサプライチェーンの構築が不可欠です。本事業では、CO<sub>2</sub>の効率的な回収、輸送・受入方法の最適化、合成燃料等の製造に必要な資源の確保、安全性の確保を含む運用体制の構築など、サプライチェーンの各工程における技術的課題の解決を図ります。また、CO<sub>2</sub>分離回収設備やCCU製品製造設備等の運転条件や関係主体の役割分担、データ測定・管理手法等について実証を通じて具体化することで、CCUサプライチェーンのモデルの確立を目指します。

#### 2. 事業モデルの社会実装、波及

本事業では、民間事業者等が連携することで、CO<sub>2</sub>回収からCCU製品の製造、利用までを含む一体的な事業モデルを構築し、経済性・事業性の検証を行うことで、自立的かつ持続可能なビジネスモデルの確立を目指します。さらに、適用条件や課題を整理し、他地域にも展開可能な汎用性・再現性の高いモデルとすることで、全国的な波及を図ります。

#### 3. 地域全体の温室効果ガス排出削減

本事業は、地域内で発生するCO<sub>2</sub>を回収・再資源化し、合成燃料等として地域内で利用することで、大気中への直接排出を抑制するとともに、化石資源由来製品の代替を促進するものです。これにより、排出源対策に加え、エネルギーの地産地消や地域経済への波及効果も含め、地域全体での温室効果ガス排出削減の加速に貢献することを目指します。

## ○財源について

本事業は、エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）による予算を財源としています。特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）の規定により、用途は国内のエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の削減に貢献する技術実証に限定されます。

このため、例えば、非エネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出量の削減、CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、HFC等）の排出量の削減<sup>※1</sup>、森林等の吸収源、排出した後のCO<sub>2</sub>の吸収等に関する技術実証は、本事業の対象となりません。また、海外で行う技術実証も対象となりません<sup>※2</sup>。

※1 エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出量削減に関する技術実証であって、CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスの排出抑制にもつながるものは対象となります。

※2 国内で行う技術実証であって、JCM（二国間クレジット制度）の活用にもつながるものは対象となります。

## ○選定、採択について

本公募により提案のあった事業を、外部有識者から成る審査委員会において審査した上で、選定・採択します。

応募に当たり、環境省幹部及び担当者へ採択の陳情等を行うことは全く意味を持ちません。採択の陳情等は厳に慎んでください。また、合否通知以前に環境省幹部及び担当者へ合否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んでください。

## 2. 本事業の対象、実施期間等

### (1) 本事業の対象について

本事業では、発電所や工場等の地域の中小規模排出源で排出される排ガスからCO<sub>2</sub>を分離・回収し、回収したCO<sub>2</sub>から燃料を主としたCCU製品を製造し、地域内で有効利用する一連のCCUのサプライチェーンを構築する炭素循環事業モデルの実証事業を実施する事業者を公募します。以下の全ての条件を満たす事業が公募の対象となります。

なお、本事業では合成燃料の製造と併せて、地域でニーズのある他のCCU製品を製造する事業も対象とします。ただし、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の削減に資するCCU製品の製造であること、事業開始時点において製造するCCU製品の種類が決定している場合に限りです。

採択に当たっては、書面による事前審査と審査委員会によるヒアリング審査を行います。

- ① 国内における実証事業であること。
- ② 実証する個々の技術・システムは、開発済であり、少なくとも導入実証が可能な成熟度であること。
- ③ 発電所や工場等の排ガスからCO<sub>2</sub>回収し、CO<sub>2</sub>を資源として合成燃料等を地域で製造、地域での利活用を一貫して行うCCUのサプライチェーン構築に資する実証を行うこと。
- ④ 製造する合成燃料等のCCU製品が、実証する地域で利用ニーズのある製品（今後ニーズの増加が見込まれる製品も可）であること。
- ⑤ 実証する炭素循環事業モデルの実現により、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の高い削減効果が見込まれること。
- ⑥ 実証する炭素循環事業モデルの実現により、地域への裨益効果や他地域への波及効果があること。
- ⑦ 事業開始時点において、実証事業を行う地域と排出源が決定しており、製造する合成燃料等のCCU製品の種類が決定していること。

### (2) 予算額について

補助事業（補助率3分の2以内）により実施し、単年度の補助金額は6億円を上限とします。応募に当たっては、年度・経費区分ごとの内訳の提出が必要になります。

### (3) 事業実施期間等について

原則として令和8年度から5年度以内とします。ただし、各年度における本事業の予算措置がなされることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施及び希望する事業費を保証するものではありません。

事業の実施者は各年度の達成目標をあらかじめ設定していただきます。毎年度、審査委員会において達成状況等の中間評価を行い、事業継続の可否について審査します。審査の結果、事業継続により期待される成果が認められない場合においては、計画の見直しや事業中止の判断が下ることがありますので予めご了承ください。

事業実施期間は必ずしも5年としなければならないわけではなく、実証内容に応じ短縮するなど、5年の範囲内で適切な事業期間としてください。

### 3. 本事業の応募要件及び実施体制

#### (1) 応募できる事業者の要件

本事業に応募できる者は、下記に該当する者とします。

- ア 民間企業
- イ その他環境大臣が適当と認める者

※代表者が所属する機関等が設立から3年未満の場合は以下の要件を満たすことを条件とします。

- a. 本事業を実施するための技術的・実務的基盤を有すること（補助対象設備を含む一連の工程（CO<sub>2</sub>分離回収・輸送・受入、CCU製品製造、供給・利活用）に係る計画策定・運用調整、安全・法令対応、データ取得・管理等）。
- b. 経営基盤として原則、以下に該当しないこと。
  - ・破産、再生手続開始、会社整理開始又は会社更生手続開始の申立てを受けている、又はしている。
- c. 事業計画に基づき、事業期間中の実施（構築・運用・評価）に必要な体制を確保できること（役割分担、運用・安全、関係者調整、データ管理等）。
- d. 事業実施に伴うリスク（技術・運用、供給、法令・安全等）について、出資者等を含む関係者が理解し、責任分担等を明確にできること。

なお、上記の者において実際に事業を実施する方については、5%以上のエフォートを必須とし、他の実施・提案中の事業と合わせたエフォートが100%を超えないよう留意ください。

また、事業に参画する方は、あらかじめ次の各事項について所属機関等の承認を得てください。

- ・事業の実施を所属機関等の業務（公務）として行うこと。（独立行政法人に属する参画者に係る承認については、この限りではない。）
- ・所属機関等の経理担当部局が事業費の管理等を行うこと。

#### (2) 事業の実施体制について

##### ○ 実施形態

- 複数の事業者による「共同事業」、又は「単独の事業者」による実施のいずれも可能です。
- 共同事業の場合は、代表事業者を1名（社）定め、参画者との役割分担および責任範囲を明確にしてください。

##### ○ 求められる体制・機能

- 事業実施期間中に、CO<sub>2</sub>の分離回収・輸送・受入から合成燃料を中心としたCCU製品の製造、供給・利用までの一連の工程を一体として推進できる体制を整備してください。
- 安全確保、関係法令・許認可への対応、および排出削減効果等のデータ測定・記録・報告を適切に遂行できる体制を整備してください。

##### ○ 合意形成の重視

- 事業終了後の自立的な展開の可能性を高める観点から、社内外の関係者（CO<sub>2</sub>排出源、輸送・受入先、CCU製品製造、需要家・利用先、敷地管理者等）とのコンセンサス（合意形成・契約関係等）を重視します。

##### ○ 事業の代表者の要件と役割

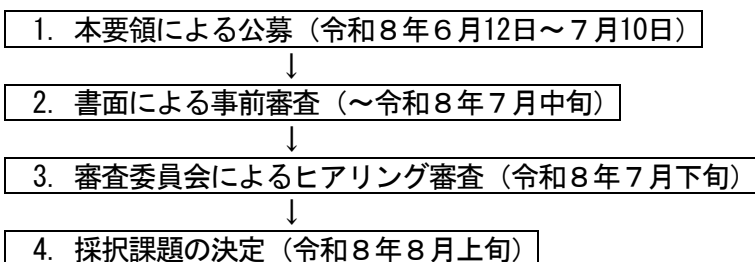
- 常勤の所属者であることが要件です（年齢・役職は不問）。
- 応募書類の提出、審査時の連絡窓口、事業全体の進行管理、参画者の取りまとめ、および目標達成に向けた総括的な責任を担います。

##### ○ 体制構築上の留意事項

- 実施体制に含める事業者は、事業遂行に必要不可欠な範囲に限定してください。
- 事業開始後の事業者追加・変更は原則認められません（中間評価における指摘事項への対応や人事異動等で環境省が承認した場合を除く）。

#### 4. 公募から採択までの流れ

公募から採択までの流れとスケジュールは、おおむね以下のとおりとすることを予定しています。



##### ○書面による事前審査について

応募課題については、本事業の目的・要件を満たしているかのほか、応募事業を実施する政策的必要性について書面による事前審査を行った上で、審査委員会によるヒアリング審査を行う応募課題を選定します。事前審査の結果は、審査委員会の5日程度前までに代表者に対して通知します。この過程で、環境省から提案内容の補足説明を電話等によりお願いする場合があります。

なお、書面による事前審査の結果、「ヒアリング審査進出条件」が付けられる場合があります。

##### ○審査委員会によるヒアリング審査について

事前審査を通過した応募事業者に対して、外部有識者から成る審査委員会によるヒアリング審査を行います。その際には様式「ヒアリング資料」として提出いただいた資料で審査します。

なお、書面による事前審査時に「ヒアリング審査進出条件」が付けられた場合、当該条件を満たすための対応を追加資料として提出してください。

ヒアリングの日程や場所等については、書面審査を通過した事業者の方にのみ通知します。ヒアリング審査が行われる可能性がある期間（令和8年7月下旬頃）は、なるべく予定を入れないようにしてください。審査委員会では以下の観点で採否等について審査します。

項目	観点
① 事業課題の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の対象に合致しているか。</li> <li>地域課題（排出源特性、需要動向、制約条件等）と、解決すべき課題が的確に整理されているか。</li> <li>課題に対する対応方針（導入工程、運用・保安、許認可、データ管理、連携体制等）が具体的で、全体として整合的か。</li> </ul>
② 技術的意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入設備の仕様が排出源・利用条件に適合し、技術的に成立する見通しが明確か。</li> <li>安全・信頼性・運用性（保安、保守、異常時対応、データ管理等）が確保できるか。</li> <li>既存方式に対する優位性又は改善点（効率、省エネ、省スペース、運用負荷等）と経済性が説明できるか。</li> <li>サプライチェーン構築に係る技術実証として、検証すべき観点が具体化されているか。</li> </ul>
③ 政策的意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策に係る政策方向性に照らし、地域における脱炭素の加速（対策強化・コスト低減・地域課題解決の同時達成等）につながる位置付けが明確か。</li> </ul>
④ 目標設定・達成可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果目標（例：CO<sub>2</sub>回収量、CCU製品の製造量・利用量、CO<sub>2</sub>排出削減量、エネルギー使用量等）が具体的・定量的で妥当か。</li> <li>スケジュール（設計・許認可・調達・施工・試運転等を含む）とマイルストーンが現実的か。</li> <li>目標達成の根拠（前提条件、設備能力・処理量、稼働率等）が示されているか。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>【加点要素<sup>※1</sup>】国内外の実証実験等により、CO<sub>2</sub>排出削減効果及び運用面の妥当性を検証した実績又はこれに準ずる根拠があるか。</u></li> </ul>
⑤ 実施体制・実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施主体（代表事業者及び共同事業者）が、設備の導入・運用を実施できる体制・能力（技術、体制、経営基盤）を有しているか。</li> <li>・ 課題実施体制・実施計画が、応募枠、事業内容及び目標に対して妥当であるか。</li> <li>・ 必要な原材料・用役（例：電力、蒸気（熱源）、薬剤、水素等）の確保見通し（量・価格・供給安定性）を、根拠とともに説明できるか。</li> <li>・ 適切なマネジメントが見込まれるか。</li> <li>・ 直近3年間、税の滞納がないこと。</li> <li>・ <u>【加点要素<sup>※1</sup>】用役（例：電力、水素等）が再生可能エネルギー由来であることを確認できるか（調達計画、契約・証書等）。</u></li> <li>・ <u>【加点要素<sup>※1</sup>】事業の実施主体が組織全体としてカーボンニュートラル実現に向けた取組を実施しているか。<sup>※2</sup></u></li> </ul>
⑥ 事業モデルの確立・横展開の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該事業終了後の事業ビジョンとその達成ステップが適切に設定されているか。</li> <li>・ 製造するCCU製品が地域で利用ニーズがあり、将来的な収益性を有しているか。</li> <li>・ 実証の結果として、CO<sub>2</sub>分離回収からCCU製品製造・供給・利活用までを含む事業モデルの成立条件が整理され、同種排出源・他地点（地域内外）への横展開が見込まれるか（排出源条件、輸送条件、必要インフラ、原料調達、需要構造等が示されているか）。</li> <li>・ 社会受容性（地域合意、周辺インフラ・制度・規格等）を踏まえた検討がなされているか。</li> <li>・ 技術的・事業的な課題（性能、信頼性、運用等）が的確に分析・整理され、解決策が具体的に提案されているか。</li> <li>・ 実証で構築するサプライチェーンを継続・展開する場合に必要な要素（設備・インフラ、原料調達、輸送、需要家対応等）と、その実現に必要な費用・調達手段の見通しが示されているか。</li> <li>・ CCUサプライチェーンの成立性（需要の見通し、コストの主因、成立条件）が示されているか。</li> </ul>
⑦ 総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①～⑥の観点に加え、事業計画の妥当性、実現可能性、総事業費に対するCO<sub>2</sub>削減効果（費用対効果）等、それ以外の観点も含めた総合評価。</li> </ul>
⑧ 経費の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の目標を達成するために経費が十分であるか、過剰に計上していないか、また、実証期間を通しての経費の配分は妥当であるか。</li> </ul>

※1 該当する場合、各項目の審査において考慮され、通常より高い評価を得られることが見込まれる確認事項です。なお、必須項目ではないため、これらに該当しない場合に不利になることはありません。

※2 詳細については、5. (15) を参照ください。

審査結果は10点満点の評価点で示され、問題ない水準（採択しても良い水準）を6点とします。評価点の算出に当たっては、①～⑥（10点満点）の平均及び⑦（10点満点）のそれぞれの2分の1を合計します。

⑧経費の妥当性については別途評価を行います。

#### ○採択事業の決定について

事業の採否及び補助額の決定は、審査委員会による審査・議論を基に行います。採択に当たっては、審査結果や委員の意見等を考慮し、計画の内容、事業費、実施体制等の変更を条件として付す場合があります。なお、不採択の理由等に関する問い合わせは、回答できかねますので、ご了承ください。

## 5. 応募に当たっての留意事項

### (1) 他助成事業への応募の禁止

環境省を含む他の助成事業等により実施中の事業(令和8年度からの助成が決定しているものを含む。)と内容が重複又は類似しているものについては、本事業へ応募できません。

また、本事業への応募後、当該応募と内容が同じ事業等が、他の助成事業等に採択された場合は、直ちに対応する環境省の部局にご連絡ください。(問い合わせ先は「7. その他」参照)

なお、不合理な重複及び過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省の助成事業担当者(独立行政法人の配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供する場合があります。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消すことがあります。

### (2) 代表者の変更等の措置

代表者は、やむを得ない事由により事業の実施を他の者に委ねる場合は、あらかじめ環境省の承認を得ていただきます。

### (3) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事業の不採択や採択の取消し、契約の解除、補助経費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。

### (4) 経費の適正な管理について

各事業者の責任において経費の管理が適正に行われるよう、各事業者等は経費に係る不正を誘発する、要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築に努めてください。また、代表事業者は、経費の適正管理及び不正防止に関する取扱いを、共同事業者を含む関係者に周知徹底する必要があります。補助事業に係る経費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、又は財務状況が著しく不安定である場合には、当該事業者は本事業を実施できないことがあります。

各事業者は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により環境省が必要と認める場合には、補助金の支払い方法の変更や経費の縮減等の措置、実施体制(実証体制)の見直し等の指示に従う必要があります。また、環境省による経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。

### (5) 事業の中止等の措置

代表者は、天災地変その他やむを得ない事由により事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、実証事業の中止等について環境省と協議するようにしてください。事業者都合による中止の場合、環境省から支払った補助金の全額又は一部を返還いただく場合があります。

### (6) 予算の繰越制度について

本事業では、年度ごとに当該年度分の経費の額を決定し、業務を実施していただきます。ただし、業務の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、業務が当該年度内に完了しない場合にも引き続いて実施する必要があります。次の事由に該当すると認められ、財務当局の承認が得られた場合には、当該業務を翌年度へ繰越すことができます。

#### ① 計画に関する諸条件

計画段階において、前提条件の変動、新規条件の発生、実証範囲(CO<sub>2</sub>分離回収・輸送・受入、CCU製品製造、供給・利活用)の連結条件(品質・流量・受入条件、運転条件等)の再整理、各種許認可・届出、関係法令対応、又は参画主体・関係者の不測の事情(関係者調整・契約協議のやり直しを含む)が生じ、事業全体の進捗に影響が生じる場合等。

#### ② 設計に関する諸条件

補助対象設備の詳細設計において、不測の事態により前提条件の見直しや仕様の再検討が必要となる場合、安全対策(保安・リスク評価等)に伴う追加対応が必要となる場合等。

#### ③ 気象の関係

設備の据付工事、配管・配線工事、試運転準備等を開始したのちに、風雪・台風等の影響により現地作業が難航するなど、工事・試運転に不測の日数を要する場合等。

④ 用地の関係

設備導入用用地の確保に関する交渉等の難航や、工事施工時点で土地所有者等との再調整が必要となる等により、工事の施行が遅延する場合。

⑤ 資材・機器の入手難（調達遅延）

設備機器、部材、計装品等の供給不足や製造遅延、輸送遅延等により、調達が困難となり、納期に不測の日数を要する場合（主要機器のリードタイム長期化、代替品検討の発生）等。

(7) 事業内容の発表等について

本事業で実施した内容については、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしています。本事業実施中、あるいは完了後に、環境省自らが発表する場合や事業者に発表いただく場合、環境省を通じて採択事業者間での成果の共有等をしていただく場合がありますので、ご了承ください。環境省担当官の求めに応じて、必要な情報等を提示する必要があります。

また、上記に限らず、本事業の実施内容については国内外を問わず積極的にその成果を公表するように努めてください。ただし、事前に環境省に必ず確認する必要があります。実施内容・成果の公表・活用・社会実装等に当たっては、環境省への事前の報告を厳守の上、環境省事業によるものである旨を、広く一般にとってわかりやすい形で必ず明示してください。環境省の事業であることから、他府省等を含む外部からの実施内容等に関する照会の際にも、回答をする前に事前に環境省に必ず確認する必要があります。

(8) 事業概要等資料の提出について

本事業では、事業の継続を判断するための中間評価や、事業終了直後の達成度に係る事後評価、また事業終了後の実用化に向けた取組の進捗状況等を把握することを目的として、資料の提出やヒアリング等を適宜求めることとしています。この点にご協力いただけない方は、本事業への応募をご遠慮ください。

(9) 他事業への協力・連携について

本事業の遂行にあたっては、環境省担当官が要請する他の事業へ必要な情報を提供するなどの協力・連携をしていただくことがありますので、ご了承ください。

(10) 検討会の実施について

本事業の実施においては、事業の進捗管理及び事業化に向けた計画・戦略等の検討のために有識者からなる検討会を年に2～3回程度実施することとしています。採択課題の代表事業者には、検討会を主催していただきますので、ご了承ください。

(11) 事業終了後の活用・展開（社会実装）について

本事業が対象とする取組については、提案に基づくCCUサプライチェーン構築の技術実証を経て、事業終了後に当該実証成果を活用した展開の見通し（継続運用、事業化又は他地点への横展開を含む）が整理されていることが求められます。事業期間内に分離回収からCCU製品製造・供給・利活用までの一連の工程を連結した実証運転及び効果把握に必要な測定・記録を実施できない場合、事業終了後に改めて大規模な追加実証・追加工事等を要する場合、又は長期の研究開発を前提とする場合等は、原則本事業の対象として認められません。

(12) 実証における撮影等の記録について

(7)の成果発表会、(8)の中間評価、事業終了後の社会実装等に役立てるため、原則事業期間中に実証時の写真や映像を記録していただきます。

(13) 補助対象経費として計上できる経費について

補助対象経費として計上できる経費については、本章末尾に示すとおりです。

(14) 事業終了後の事後評価、調査等への協力について

事業終了後に、事業終了時の目標の達成状況及び成果の内容等を評価する事後評価を、書面又はヒアリングにより実施します。また、フォローアップ調査、ヒアリング等（項目例：年度ごとのサプライチ

エーン運転実績（各工程の実績を含む。）、CCU製品製造量・利用量、CO<sub>2</sub>排出削減効果、運用・保守・保安上の課題（解決済みのものを含む。）、計画との差異及び要因、原料（CO<sub>2</sub>・水素等）及び輸送手段の確保状況、運用費等に関する状況、関係者との契約・運用体制の状況、今後の予定等）へのご協力をお願いする場合があります。ご了解いただけない場合には応募をご遠慮ください。

なお、事業期間が終了しているため、これらに要する費用を本事業の経費として支出することはできません。

#### (15) カーボンニュートラル実現に向けた技術開発機関等の取組について

本事業では、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けた取組の底上げを図る観点から、技術開発・実証を実施する技術開発機関等が組織全体として以下の①～④の取組を実施している場合は、審査において考慮します。これに該当するときは、応募書類の所定の箇所に必要事項を記載してください。

##### ①2050年カーボンニュートラルに向けた温室効果ガスの排出削減目標の設定

2050年のカーボンニュートラル達成（Scope 1+2）を目標として設定している場合を標準とし、目標年限の前倒し、野心的な中間目標（例：2013年度比2030年度46%超の削減）、Scope 3の削減目標等を設定している場合は、その内容に応じて評価します。ただし、目標は原則として公表されているものとします。

##### ②デコ活応援団（官民連携協議会）への参画

詳細については、デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）のウェブサイト（<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/#council>）を参照ください。

##### ③デコ活宣言の実施

詳細については、デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）のウェブサイト（<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/#join>）を御照ください。

##### ④エコ・ファースト制度の認定取得

実施体制にエコ・ファースト認定企業（グループで認定を受けている場合は、該当するグループに属する企業を含む。）となっている技術開発機関等が含まれる場合は、上記①～③の取組を全て満たしているものとみなします。詳細については、エコ・ファースト制度のウェブサイト（<https://www.env.go.jp/guide/info/eco-first/>）を御参照ください。

【補助対象経費として計上できる経費】

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されるものに限ります。

<補助事業の経費の区分>

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産省、国土交通省の両省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行う為に直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。

設備費  業務費  事務費	付帯工事費	<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p> <p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入、借料並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の合計金額に対して次表に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>												
	機械器具費													
	測量及試験費													
	設備費													
	業務費													
事務費	事務費													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の合計金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の合計金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える合計金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の合計金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の合計金額に対して	5.5%	3	1億円を超える合計金額に対して	4.5%
号	区 分	率												
1	5,000万円以下の合計金額に対して	6.5%												
2	5,000万円を超え1億円以下の合計金額に対して	5.5%												
3	1億円を超える合計金額に対して	4.5%												

## 別表

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金等 報酬・給料・職員手当		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与のほか、地方公共団体の会計年度任用職員に支給する報酬・期末の支払に要する費用をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		事業を行うために必要な会議等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
			雑役務費	事業を行うために必要な派遣職員等役務の提供を受けた対価をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。	

#### ○補助対象とならない経費

- ・事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・建屋の建設（本事業の実施に伴い必要となる設備等の維持、管理に必要となる必要最小限度のもので、専ら補助事業においてのみ使用し、他用途へ転用することができないものを除く。）にかかる経費
- ・事業実施に携わる機関の事業内容に照らして当然備えているべき機器、汎用性の高い備品等（パソコン、机、椅子、事務機器等）の購入費
- ・学会、講演会等、事業に直接関係のない会議の参加のための旅費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ・既存施設、設備等の撤去費
- ・その他、事業の実施に関連性のない経費

#### ○その他留意事項

この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の適用を受けません。補助金の目的外使用等の違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定の取消し、返還等、適正化法等により処分が行われますので十分留意してください。

補助金の管理は、事業者の所属する機関等が行ってください。

代表事業者は補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が違反行為を行った場合についても代表事業者がその責を負うものとします。

その他詳細な留意事項については、別紙「補助事業における留意事項等について」を参照してください。

## 6. 応募書類及び手続

(1) 応募の手続及び受付期間について  
応募に当たっては、下記の【応募書類】の資料を日本語で作成の上、PDF等に変換せずに事務局のメールアドレスにまとめて送付してください。

### 【応募書類】

- 【申請書】令和8年度民間事業者を主体とした地域での炭素循環事業モデル実証事業
- 【ヒアリング資料】令和8年度民間事業者を主体とした地域での炭素循環事業モデル実証事業
- 実績資料（様式任意）  
代表者が所属する機関の事業概要やこれまでのCCU関連事業、CO<sub>2</sub>分離回収・利用に係る設備の導入・運用、事業モデルの構築・実証等の実績が分かる資料（簡易なもので差し支えありません。）。
- 直近3年間の納税を証明する書類  
代表者が所属する機関等の直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1・納税額等証明用））。  
法人税法上、免除されている機関については本資料の提出は不要です。
- 十分な事業体制が確認できる資料（設立から3年未満の機関のみ）  
設立から3年未満の提案者は、3（1）に記載されたa.～d.の各要件を満たすことを確認できる資料を提出してください（様式任意）。

【応募期間】 令和8年6月12日（金）～令和8年7月10日（金）15時必着

【提出先】 chikyu-jigyo@env.go.jp（環境省 事務局メールアドレス）

### ○電子メール受領の確認

提出資料の受領を当方で確認した場合、そのメールアドレスに受領した旨を記載して返信します。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、当方にうまく送受信されていない可能性があります。電話にてお問い合わせください（電話番号は「7. その他」参照）。

上記の全ての提出が整った時点で、応募を受け付けるものとしします。いずれか一つでも提出が確認できない場合は、応募の完了とはみなしませんのでご注意ください。また、応募様式の作成に当たっては、必ず作成要領に従って作成するようお願いいたします。なお、受付期間以降に当方で受け取った書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募を受け付けません。

### (2) 提出に当たっての留意事項

事業代表者が責任を持って当方への提出を行っていただくようお願いします。なお、提出いただいたファイル等は返還しません。

## 7. その他

公募全般に対する問い合わせは、電子メールにてお願いします。電子メールの件名（題名）は「令和8年度民間事業者を主体とした地域での炭素循環事業モデル実証事業に関する問い合わせ」としていただきますようお願いいたします。電話等での対応はいたしません。

また、公募全般に関する事務的な問い合わせではない、個別具体的な応募内容に関する問い合わせや相談については、原則お答えできません。

＜問い合わせ受付期間＞  
令和8年6月12日（金）～7月10日（金）（15：00ㄨ切）

＜問い合わせ先＞  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号  
中央合同庁舎5号館3階国会側  
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課  
地球温暖化対策事業室  
TEL 03-5521-8339  
E-mail: chikyu-jigyo@env. go. jp

## 別紙. 補助事業における留意事項等について

### 1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びその他法令の定めによるほか、交付要綱及び実施要領並びに「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」（環境省大臣官房会計課 平成28年4月）の定めるところによります。

※環境省所管の補助金等に係る事務処理手引URL

[http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotatsu/2804\\_160323set.pdf](http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotatsu/2804_160323set.pdf)

### 2. 補助金の交付について

#### (1) 交付申請

公募により選定された事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱等を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。なお、消費税相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出していただきます。

#### (2) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に進んでいること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給及び同法施行令第2条に掲げる給付金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

#### (3) 事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業を開始してください（交付決定以前に着手した事業は補助対象となりません）。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たり注意していただきたい主な点（原則）を以下に記します。

- ・契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること。

#### (4) その他

補助対象経費の詳細は「5. 応募に当たっての留意事項」の内容を予定しています。また、上記の他、必要な事項は交付要綱及び実施要領に定めますので、これを参照してください。

### 3. 補助金の経理等について

#### (1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業完了後5年又は交付要綱第9条第1項第十五号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、保管しておく必要があります。

#### (2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業の完了から起算して1ヶ月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省宛て提出していただきます。

環境省は事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

また、実施課題の補助事業をすべて終了した年度の翌々年度から5年間については、実証事業で構築した炭素循環事業モデル（CCU サプライチェーン）の活用・展開状況等を取りまとめた上、各年度の翌年度の4月30日までに報告していただきます。

#### (3) 補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただき、その後環境省から補助金を支払います。

#### (4) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については補助金適正化法の規定により財産処分の制限があります。取得財産等については、取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す（廃棄を含む。）こと等をいう。）しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。

取得財産のうち財産処分制限を受ける財産の取得は、代表事業者が可能です。ただし、共同事業者が代表事業者と連帯して責任を負う場合は、当該共同事業者が財産を取得することもできます。

また、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

#### (5) その他

上記の他、必要な事項は交付要綱及び実施要領並びに「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」に定めます。また、上記の取扱いは、今後変更する場合がありますので、事業実施に当たっては、必ず交付要綱等をご確認ください。

### 4. 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に関わる経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など<sup>※</sup>）をもって補助対象経費に計上します（利益等排除）。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、ほかの合理的な説明を持って原価と認める場合があります。